下水道使用料改定(概要版)

本市公共下水道事業は昭和41年度に着手し、昭和47年度から供用を開始しました。 近年、下水道事業を取り巻く経営環境は、様々な問題に直面しています。

①施設の老朽化に伴う更新時期の到来

現在は…

老朽化による破損や故障等の不具合が発生に対し、最低限の修繕・補修 を行って運営しています



今後は…

支出 突発的な不具合の発生増加が予測され、<mark>維持管理費や改築更新</mark>

費用の増額を見込む必要があります。

収入

将来の推計人口の減少に伴って使用料収入は減少していきます。

環現状の使用料では老朽化への対策ができなくなります。

②赤字解消

2019 (平成31) 年4月1日 会計方式の変更

→令和元年度決算で約1億3,000万円の赤字が顕在化



健全な経営であるとは言えません!

突発的な不具合への対応力が乏しいことや、計画している業務を遂行できなくなることから、赤字の解消が必要です。

これらの問題を解決し、持続可能な下水道事業を経営するため、次のとおり改定することを検討しています。

改定予定年月日:令和4年7月1日

平均改定率 : 25.59%

● 1 か月ごとの使用料単価

排除汚水量	現行単価(税抜・円)	改定後 (税抜・円)	差額 (税抜·円)	改定率
8 ㎡までの分	566	679	113	19.96
8 ㎡を超え 15 ㎡までの分	87	104	17	19.54
15 ㎡を超え 20 ㎡までの分	91	109	18	19.78
20 ㎡を超え 25 ㎡までの分	110	132	22	20.00
25 ㎡を超え 30 ㎡までの分	119	150	31	26.05
30 ㎡を超え 40 ㎡までの分	122	154	32	26.23
40 ㎡を超え 50 ㎡までの分	132	185	53	40.15
50 ㎡を超え 100 ㎡までの分	145	203	58	40.00
100 ㎡を超え 500 ㎡までの分	163	229	66	40.49
500 ㎡を超え 5,000 ㎡までの分	189	266	77	40.74
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡までの分	199	281	82	41.21
10,000 ㎡を超える分	243	343	100	41.15

1か月あたりの使用料(実際の支払額は2か月に一度)

1か月水量	現行(税込・円)	改定後 (税込・円)	差引額(円)	上昇率(%)
8 ㎡まで	622	746	124	19.94
20 m ³	1,793	2,147	354	19.74
35 m²	3,723	4,545	822	22.08
50 mื	5,846	7,427	1,581	27.04
100 m²	13,821	18,592	4,771	34.52

※平均的な使用量:1か月20㎡